

公契約法・公契約条例の制定を求める会長声明

当会は、国にILO第94号条約を批准すること及び公契約法を制定することを求めるとともに、静岡県をはじめすべての地方公共団体に対して、公契約条例の制定を求める。

- 1 公契約とは、国又は地方公共団体等が一方当事者として金銭を支払う請負契約や業務委託契約である。

公契約法、公契約条例は、公契約に基づく業務に従事する労働者について、法令等の最低基準よりも有利な労働条件となる条項を公契約中に定めることを義務づける法、条例である。

公共工事はもちろん、従来、国や地方自治体自身が行ってきた業務についても民間の事業者へ委託する契約が増加し、公契約に基づく業務に従事する労働者が多数存在している。しかしそうした労働者の賃金をはじめとする労働条件の劣悪さが大きな社会問題となっている。

すなわち、多くの公契約で採用される競争入札方式では、落札をするために業者が無理に低い価格で入札することが少なくない。しかも、入札価格の基準をなす予定価格や最低制限価格は、前年度の実績を一つの基準として定められることが多く、落札するために前年度の落札額をさらに下回る価格の提示を余儀なくされ、その結果毎年、落札額の低下が繰り返される事態を招いている。元請・下請・孫請といった我が国の重層的下請構造のもと中間マージンが取られることと相まって受注企業の経営を圧迫し、結局は賃金切り下げにより労働者に負担が転嫁されるという問題が生じている。従って公契約における適正な労働条件の確保は重要な課題となっている。

- 2 国際的には、ILO（国際労働機関）において1949年（昭和24年）に94号条約として「公契約における労働条項に関する条約」が成立している。この

条約は公契約のもとで働くものの労働条件について国内の法令等により定められたものよりも有利な労働条件を確保する条項が含まれるよう求めるものである。我が国は未批准であるが61カ国がすでに批准している。

国内においては千葉県野田市が2009年（平成21年）9月29日に全国に先駆けて初めて公契約条例を制定し、その後川崎市、多摩市、相模原市、東京都渋谷区等でも条例が制定された。

- 3 いまだ国レベルで条約批准、法制定の見通しは立っておらず、静岡県を例に取れば県内の地方公共団体が公契約条例を制定するとの現実的な動きもない。

しかし、ILO94号条約の背景には、税金を投入する公的事業により利益を得る企業は労働者に人間らしい生活を営みうるだけの労働条件を確保すべきであり、発注者たる公的団体もこれを確保する責任を負っているという考え方がある。

また、公共サービス基本法11条は、国や地方公共団体の責務として「公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定しているが、公契約法や公契約条例の制定は同条の趣旨を具体化するものであるといえる。

- 4 昨年3月11日に発生した東日本大震災からの復興のため、多くの公共工事等が行われることが予想されるが、これに従事する労働者が劣悪な労働条件を強要される事態は、被災者支援及び地域の復興のいずれの面からも避けなければならず、そのためにも速やかに公契約法、公契約条例が制定される必要がある。

- 5 そこで当会は、国に対しILO第94号条約の批准及び公契約法制定を求めるとともに、静岡県をはじめすべての地方公共団体に対して、公契約条例の制定を求める。

2012年（平成24年）9月28日

会長 渥美利之